

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定

日本国政府及びケニア共和国政府は、

日本国及びケニア共和国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信し、

この協定が、締約国が自国の公共政策上の目的を実現するためにその区域における投資を規制し、及び当該投資に関する新たな措置を導入することを可能とするものとして作成されていることを認識して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、かつ、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有し、次のものを含む。

- (i) 海外現地法人又は支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（当該持分から派生する権利を含む。）
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（当該債務証書から派生する権利を含む。）
- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含む。）

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の法令の下で次の要件を満たす自然人

(A) 日本国については、日本国の国民であること。

(B) ケニア共和国については、ケニア共和国の市民又は国民であること。

(ii) 締約国の企業

(c)(i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従って主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) ケニア共和国については、領土、内水、領海及びそれらの上空並びに領海の外側に位置する海域（海底及びその下を含む。）であつてケニア共和国が自国において施行されている国内法及び国際法に従つて天然資源の探査及び採掘のために主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条 投資の促進及び許可

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資が自国の区域において行われるための良好な条件を醸成する。

2 一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の法令に従い、自国の区域における外国の投資家の投資活動に関し

て特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

- 3 1の規定は、一方の締約国が自国の区域内の中小企業を振興することのみを目的として採用し、又は維持する奨励に関する措置については、当該措置が他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に重大な影響を及ぼさない限り、適用しない。

第四条 最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- 3 2の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 次の事項に関する措置

(i) 土地の取得

(ii) 補助金

(iii) 政府調達

(b) 締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇

(c) 植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特惠的な待遇

(d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の公共社会事業サービスへの投資に関する措置

4 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に3(a)(i)及び(iii)並びに(d)に掲げる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5 1及び2の規定は、一方の締約国が、次に掲げるものの当事国であることに基づいて第三国の投資家及

びその投資財産に与える待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、共同市場、自由貿易地域、地域的な経済統合のための国際協定又はこれらに類する国際協定

(b) 知的財産権の保護に関する多数国間協定

6 この条に規定する「待遇」には、他の国際協定に定める紛争解決手続（他の投資に関する協定に定めるものを含む。）を含まないことが了解される。

第五条 一般的待遇及び投資環境の整備

1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

注釈 この1の規定は、当該他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準

として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。

「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法

上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があつた旨の決定は、この1の規定の違反があつたことを証明するものではない。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、一方の締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産のための良好な条件を作り出し、及び維持するよう努める。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家に対し、適用のある地域的な法及び義務並びに適用のある国際的な法及び義務に従う場合を除くほか、自国の区域における投資活動の条件として、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量についての要求を課し、又は強制してはならない。

2 この条の規定の適用上、「適用のある地域的な法及び義務」とは、関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、共同市場又は自由貿易地域の当事国であることに基づいて適用される法及び義務をいう。

第八条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、入国、滞在及び居住に関する自国の関係法令に従うことを条件として、これを許可する。

第十条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。

- (c) 3から5までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 この協定の適用上、締約国による一又は一連の措置が収用と同等の効果を有するかどうかを決定するに当たっては、事実に基づく事案ごとの調査及び証拠（次のいずれかであることを示すものを含む。）が要求される。

- (a) 投資財産の価値の永久的かつ完全又はほぼ完全な剥奪
- (b) 投資財産に対する投資家の管理及び支配に係る権利の永久的かつ完全又はほぼ完全な剥奪
- (c) 当該締約国による投資財産の専有であつて、当該締約国、当該締約国の機関又は第三者への当該投資

財産の価値の完全又はほぼ完全な移転をもたらすもの

3 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

4 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づ

く利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

5 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十五条の規定の適用を妨げない。

6 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が両締約国が当事国となっている知的財産に係る関係する国際協定に適合する限りにおいて、適用されない。

第十一条 損失又は損害に対する補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与え

る待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

- 2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十二条 代位

- 1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

- 2 1に規定する権利又は請求権の移転に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条の規定を準用する。

第十三条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f) 前三条の規定に従って行われる支払

(g) 第十五条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2 各締約国は、更に、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移

転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 法執行当局又は金融規制当局を支援するための資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存
- (f) 租税の支払の履行の確保

第十四条 両締約国間の紛争の解決

1 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争については、可能な限り、外交上の経路を通じた交渉によって解決する。

2 1に規定する紛争は、いずれか一方の締約国が1に規定する交渉を要請した日の後六箇月以内に解決す

ることができない場合には、いずれか一方の締約国の要請により、仲裁廷に付託される。

3 2に規定する仲裁廷は、個々の事案ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、仲裁の要請の受領の日から二箇月以内に、各一人の仲裁廷の構成員を任命する。これらの二人の構成員は、第三国の国民を選出し、当該国民は、両締約国の承認を得て仲裁廷の議長に任命される。議長は、当該各一人の構成員を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対して当該任命を通知した日から四箇月以内に、任命されなければならない。

4 3に規定する期間内に必要な任命が行われなかった場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

5 仲裁廷は、投票の過半数による議決で決定を行う。仲裁廷の決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国に対して拘束力を有する。各締約国は、自国が任命した構成員に係る費用及び自国が仲裁に参加するための費用を負担する。両締約国は、議長に係る費用及びその他の費用を均等に負担する。仲裁廷は、費用の負担に関して異なる決定を行うことができる。他の全ての点については、仲裁廷は、その手続規則を

定める。

- 6 1に規定する紛争の対象となる事項については、この協定の規定及び一般的に認められた国際法の原則に従って決定する。

第十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

- 1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

- 2 8の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

- 3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）

の間の友好的な協議によって解決する。

4 投資紛争は、紛争投資家の選択により、次のいずれかに付託することができる。ただし、次の(b)に規定する仲裁への付託は、3に規定する協議により書面による当該協議の要請が紛争締約国に提出された日から六箇月以内に当該投資紛争を解決することができない場合に限り、行うことができるものとする。

(a) 紛争締約国の権限のある裁判所又は行政裁判所

(b) 次のいずれかの条約又は規則による仲裁

(i) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。

(ii) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(iii) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則

(iv) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

7 4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。

8 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の権限のある裁判所若しくは行政裁判所又は4に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、当該紛争投資家によるその選択は、最終的なものとし、当該紛争投資家は、その後は4に規定する他の仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

9 4及び5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が、1に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、当該紛争締約国の権限のある裁判所又は行政裁判所において手続を開始し、又は継続する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提出する場合を除くほ

か、行うことができない。

10 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

11 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

12 仲裁廷は、次の事項についてのみ、裁定を下すことができる。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の(i)及び(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、この協定及び関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

13 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定によって設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものにすることができ
きる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

14 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

15 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク

ク条約を含む。）に従って執行される。

第十六条 安全保障のための例外

1 この協定の他の規定（第十一条の規定を除く。）にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

2 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定（第十一条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条 セーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十八条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条 知的財産権

1 両締約国は、それぞれの関係法令に従い、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。一方の締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するため、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十条 租税

1 この協定のいかなる規定も、二重課税の回避に関する条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

2 第三条、第四条及び第七条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条 協議

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請に応じ、次の目的のために協議を行う。当該協議は、両締約国により合意された場所及び時期に、両締約国の権限のある当局間で行う。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に係るものについて討議すること。

第二十二条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを行うことなしに、他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することの重要性を認める。いずれの一方の締約国も、自国の区域における他方の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十三条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十四条 見直し

両締約国は、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十五条 見出し

この協定中の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続の完了を相互に通告する。この協定は、その通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発

生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年八月二十八日にナイロビで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岸田文雄

ケニア共和国政府のために

ヘンリー・ロテイツチ